

第 1 審議会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年 8月11日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、過去に審査請求人が名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）に、北区〇〇〇〇地内にある〇〇〇（以下「本件店舗」という。）が洗濯汚水を歩道にたれ流していることに関して苦情を申し上げた際の苦情処理書、指導書及び改善書等全ての文書（日付の分かるもの）（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、要望・相談受付票（一般用）（平成16年 7月 8日受付分）（以下「本件文書①」という。）及び要望・相談受付簿（平成26年 7月28日受付分）（以下「本件文書②」という。）を特定し、本件文書①又は本件文書②に記載されている水栓番号及び法人の従業員氏名を、条例第20条第 1項第 3号に該当することにより非開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 9月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書①及び本件文書②以外の本件請求文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 苦情処理書、指導書、改善書等、全ての文書の開示を請求したものであるが、指導文書、改善文書等は開示されていない。また、これらの文書に関する非開示決定もなされていない。指導文書、改善文書等が存在しないのであれば、非開示決定をすべきである。
- (2) 給排水設備課は、平成16年 7月13日に本件店舗に対して現地調査を行い、エアコンの冷却水及び洗濯の汚水が歩道に流れ出ている状況を確認している。また、平成26年 8月 8日に本件店舗に対して行った現地調査（以下「本件現地調査」という。）において、平成16年当時の状況と変化が無い旨を確認している。10年以上、上記の状況を確認しながら、指導文書及び改善文書が存在しないわけではない。
- (3) 給排水設備課の職員 3名が本件現地調査を行った後、審査請求人と調査内容、過去の顛末、指導方法等について話し合ったが、当該現地調査に係る文書が開示されていない。
- (4) 審査請求人は、給排水設備課が本件店舗に対してファクシミリで送信した模式図（以下「本件模式図」という。）を職員のメモとして提供を受けたが、指導内容が記載されているため、当該模式図はメモではなく行政指導文書である。

給排水設備課は、違反行為が認められたため、本件店舗に対して指導を行ったのであり、指導文書は存在するはずである。
- (5) 本件文書①には、平成17年 6月13日に審査請求人が申出を行った旨の記載があるが、別途、同日付けの要望・相談受付票が作成されていないことから、受付者が分からない。また、本件文書①の同日及び同月14日付けの記録には、回答者の名前が記載されておらず、回答者が分からない。不当に文書を隠している。

本件文書①の記載には、9か月間の空白があり、その間に受付者、回答者が変われば、新たに受付票を作成するか引継ぎをするはずであり、新たな受付票又は引継ぎ文書が存在するはずである。
- (6) 本件文書②は、平成26年 8月11日以降の欄が白抜きになっており、不当に文書を隠している。

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、本件店舗に対して口頭で行政指導を行っており、本件店舗から書面の交付を求められたこともないため、指導文書、改善文書等を作成していない。

たとえ指導文書、改善文書等が存在するとしても、当該文書は本件店舗の情報のみが記載された文書であって、審査請求人を本人とする個人情報開示請求の対象にならず、本件処分に誤りはない。

- 2 本件現地調査については、その当日に記録を作成せず、平成26年 8月11日に審査請求人が来庁した際の記録と合わせて本件文書②に記録しており、当該記録以外に本件現地調査に関する文書は作成していない。

また、本件現地調査後に、洗濯汚水の排除方法の一例を示した本件模式図を本件店舗の本部にファクシミリで送信しているが、電話での口頭指導の参考資料として送信したものであり、指導文書、改善文書等には該当しない。

- 3 本件店舗からエアコンの冷却水及び洗濯の汚水が歩道に流出している状況を、10年以上、実施機関が継続して確認している事実はない。

- 4 平成17年 6月13日になされた審査請求人からの申出については、本件文書①の申出と申出人及び内容が同一であったことから、本件文書①に引き続き記録したものであり、改めて要望・相談受付票を作成していない。また、同日及び同月14日の記録における回答者名は、現在まで記載しておらず、文書を隠しているという事実もない。

- 5 要望・相談受付簿は、実施機関が電子的方式で作成している記録を印刷物として出力したものであり、書式の性質上、当該記録が用紙サイズに満たない場合は、自動的に空欄が形成される。

本件文書②は、開示請求日である平成26年 8月11日時点の記録を出力したものであり、上記のとおり、書式の性質上、空欄が形成されたにすぎず、開示請求日後の記録が無いことは当然である。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件文書①及び本件文書②以外に、本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

- (1) 平成16年 7月 8日、給排水設備課は、当時の名古屋市上下水道局技術本部管路部北配水事務所及び名古屋市上下水道局経営本部営業部北営業所を経由して、審査請求人から、名古屋市北区〇〇〇〇の建物から洗濯排水及び床掃除の排水が歩道に流れ出ており指導をしてほしい旨の申出を受け、本件文書①を作成した。

- (2) 同月13日、給排水設備課は、当該建物にある本件店舗から歩道にエアコンの冷却水及び洗濯排水が流れ出ていることを確認し、同年 9月28日までの間に行った本件店舗への指導等に関する経緯を本件文書①に記録した。

- (3) 平成17年 6月13日、給排水設備課は、審査請求人から、本件店舗から歩道にエアコンの冷却水及び洗濯排水が流れ出ている旨の申出を受け、同月14日までに行った現地調査等に関する経緯を本件文書①に記録した。

- (4) 平成26年 7月28日、給排水設備課は、名古屋市上下水道局技術本部管路部北部管路センターを経由して、名古屋市緑政土木局北土木事務所から、本件店舗に関する苦情処理の依頼を受け、本件文書②を作成した。

- (5) 同年 8月 8日、給排水設備課は、本件店舗に対して本件現地調査を行い、本件店舗の状況を写真撮影した。
また、当該調査後、本件店舗の本部に洗濯排水の排除方法の一例を示した本件模式図をファクシミリで送信し、当該図を使用して電話にて改善方法の説明を行った。

- (6) 同月11日、審査請求人が給排水設備課に来所したことから、その際の申出内容及び本件現地調査の内容を本件文書②に記録した。

- (7) 同日、審査請求人は、本件開示請求を行った。

3 本件請求文書について

- (1) 上記 2 (5)のとおり、実施機関が、審査請求人からの本件店舗に関する申出に関して、本件文書①及び本件文書②以外に作成又は取得した文書として、実施機関が本件現地調査の際に撮影した写真（以下「本件写真」と

いう。)及び本件模式図が存在することから、以下、これらが本件請求文書に該当するか否かについて判断する。

(2) 個人情報の開示請求について

ア 条例第18条第1項による個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に対して行うものである。

イ 保有個人情報とは、条例第2条第2号で、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

ウ また、個人情報とは、条例第2条第1号で、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と規定されている。

(3) 本件写真について

ア 本件写真の内容を確認したところ、本件写真は、本件店舗の状況を撮影したものであり、氏名、生年月日等、審査請求人を識別することができる情報が記録されておらず、また、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報も記録されていない。

イ したがって、本件写真は、審査請求人の保有個人情報に該当しない。

(4) 本件模式図について

ア 本件模式図の内容を確認したところ、本件模式図は、本件店舗の状況を図示し改善方法の一例を示したものであり、氏名、生年月日等、審査請求人を識別することができる情報が記録されておらず、また、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報も記録されていない。

イ したがって、本件模式図は、審査請求人の保有個人情報に該当しない。

(5) 以上のことから、本件写真及び本件模式図は、本件請求文書に該当しないと認められる。

4 審査請求人は、苦情処理書、指導書、改善書等、全ての文書の開示を請求したにもかかわらず、指導文書、改善文書等が開示されていないと主張している。

しかし、実施機関は、指導先から文書の交付を求められた場合や、指導先と連絡がとれない場合等で口頭指導ができない場合の他は口頭で排水設備に関する指導を行っており、本件写真及び本件模式図以外に、審査請求人からの本件店舗に関する申出に係る指導文書、改善文書等を作成又は取得していない。

5 審査請求人は、本件文書①の記載には、平成16年 9月28日から平成17年 6月13日まで 9か月間の空白があり、また、同日及び同月14日の回答者欄に記載がないことから、他の要望・相談受付票又は引継ぎ文書が存在するはずであると主張している。

しかし、実施機関は、平成17年 6月13日に審査請求人が行った申出の内容が、平成16年 7月 8日に審査請求人が行った申出の内容と同様であると判断したことから、平成17年 6月13日に審査請求人が行った申出の内容を本件文書①に記載しており、新たな要望・相談受付票又は引継ぎ文書を作成していない。

6 なお、審査請求人は、本件文書②の平成26年 8月11日以降の欄が白抜きになっており、実施機関が不当に文書を隠していると主張しているが、本件文書②の同日後の欄が空欄となっているのは、実施機関が本件開示請求日時点での記録を出力したためであり、同日後の記録は、本件開示請求日時点では存在しなかったものである。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

8 審議会の要望

上記 3で述べたとおり、本件写真及び本件模式図は、審査請求人の保有個人情報に該当しないと認められる。しかし、本件写真及び本件模式図は、実施機関の職員が、本件現地調査又は本件店舗に対する指導の際に撮影又は作成したものであり、通常、調査、指導等は実施機関の職員が個人で行うもの

ではなく、組織として行うものである。したがって、本件写真及び本件模式図は、実施機関において組織的に用いられるべきものであることから、情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書に該当する可能性がある。

今後は、請求者が求める文書又は情報の内容、趣旨等を十分に斟酌したうえで、情報公開条例に基づく行政文書の公開請求を含め、請求の趣旨に応じた手続きを選択することができるよう、受付窓口での適切な対応を要望する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月 6日	諮問書を受理
10月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月10日	実施機関の弁明意見書を受理
11月14日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月 1日	審査請求人の反論意見書を受理
平成27年 1月23日 (第198回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月13日 (第199回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
4月17日 (第201回審議会)	調査審議
6月12日 (第203回審議会)	調査審議
6月19日	答申